

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

令和7年10月21日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和7年第78号
対象土地	富田林市錦織南一丁目1617番8
	同所 1617番9